

令和6年11月8日
大型車通行適正化に向けた
関東地域連絡協議会

首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～全21箇所で、違反車両延べ28台に行政指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、関東・甲信エリア（1都8県）の全21箇所で首都圏大規模同時合同取締を実施しましたのでお知らせします。

1. 実施日 令和6年11月7日（木）
2. 実施場所 別紙「首都圏大規模同時合同取締箇所別の道路法違反台数」参照
3. 取締結果 別紙のとおり

<発表記者クラブ> 国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会、国土交通省交通運輸記者会、竹芝記者クラブ、都庁記者クラブ、神奈川建設記者会、神奈川県政記者クラブ、千葉県政記者会、埼玉県政記者クラブ、茨城県政記者クラブ、栃木県政記者クラブ、刀水クラブ・テレビ記者会、高崎記者クラブ、山梨県政記者クラブ、長野市政記者クラブ、長野市政記者会、長野県庁会見場、横浜海事クラブ、物流専門誌

<問い合わせ先>

関東地方整備局 道路部 交通対策課（大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会事務局）

電話：048-601-3151（代表） FAX：048-600-1388

交通対策課 建設専門官 廣瀬（ひろせ）（内線：4514）

首都圏大規模同時合同取締を実施しました

～全21箇所で、違反車両延べ28台に行政指導を実施～

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会(以下、「連絡協議会」という。)は、構成する道路管理者が中心となり、関東・甲信エリアにおける警察及び運輸支局の大型車両の走行に係る3者の連携を深め、過去最大規模の21箇所で首都圏大規模同時合同取締を実施しましたので、お知らせします。

連絡協議会では、道路の適正かつ安全な利用を促進するために、特に道路構造物を劣化させる主要因である違法な重量超過車両への取組みを強化しています。さらに、近年増加している大型車両の車輪脱落事故防止「**おとさない**」(P5参照)について運輸支局主導のもと、ドライバーへ呼び掛けを行いました。

今後も安全・安心して暮らせる社会の実現を目指し、『重量守り、道路を守ろう』を合言葉に大型車両の通行適正化を推進してまいります。



【道路が損傷した例】



【取締風景の一例】

道路法に基づく特殊車両の取締結果					道路運送車両法に基づく不正改造の取締結果		
機関名・会社名	引込台数	違反台数	(内 訳)		支局名	引込台数	整備命令発令台数
			措置命令台数	指導警告台数			
国土交通省関東地方整備局	41	14	1	13	東京運輸支局	10	0
東京都	5	4	0	4	神奈川運輸支局	2	0
埼玉県	2	1	0	1	埼玉運輸支局	6	0
首都高速道路株式会社	5	2	2	0	茨城運輸支局	9	1
東日本高速道路株式会社	8	4	4	0	栃木運輸支局	12	0
中日本高速道路株式会社	7	2	1	1	群馬運輸支局	0	0
計 (括弧内の数値は令和5年度取締結果)	68 ⁽⁵¹⁾	27 ⁽¹⁷⁾	8 ⁽⁵⁾	19 ⁽¹²⁾	山梨運輸支局	6	0
					計	45	1

※本合同取締は、平成28年度から連絡協議会の取組みとして、当会を構成する1都3県の道路管理者が中心となり、関係警察と連携しながら、下記問い合わせ先のメンバーで実施しました。

※道路運送車両法による取締では、車両ごとに検査するため、連結車の場合は「トラクタ部」「トレーラ部」各々に対する結果を計上しています。

問い合わせ先

◎ 関東地方整備局 道路部 交通対策課	TEL 048-601-3151
◎ 関東運輸局 自動車技術安全部 技術課	TEL 045-211-7255
◎ 東京都建設局 道路管理部 監察指導課	TEL 03-5320-5285
◎ 埼玉県 県土整備部 道路環境課	TEL 048-830-5101
◎ 首都高速道路株式会社 経営企画部 広報課	TEL 03-3539-9257
◎ 東日本高速道路株式会社 関東支社 広報課	TEL 048-631-0222
◎ 中日本高速道路株式会社 東京支社 広報・CS課	TEL 03-5776-5257
八王子支社 広報・CS課	TEL 042-691-1172

一定の基準(寸法・重量)を超えた大型車両を通行させるには通行手続きが必要です。手続きが「早い・簡単・便利」な「特殊車両通行確認制度」の運用を開始しています。「お試し検索」も可能ですので、ぜひご活用ください。

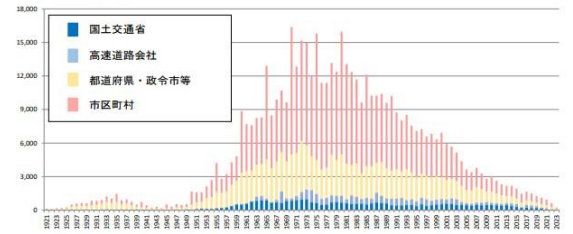
合同取締の目的

課題 道路インフラの老朽化

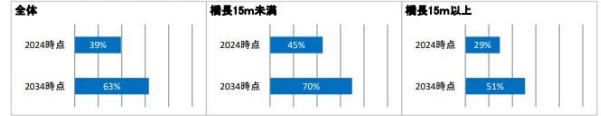
道路インフラは高度経済成長期に集中して建設され、老朽化が進行しています。2034年には、橋梁の60%以上が建設後50年を経過することとなり、深刻な老朽化の時代を迎えています。国民の財産である道路を安全かつ安心して途切れることなく利用

していただくため、限りある財源の中で、適切に維持管理をしていくには、いかに道路を長寿命化させていくかが喫緊の課題となっています。

○ 建設年度別橋梁数



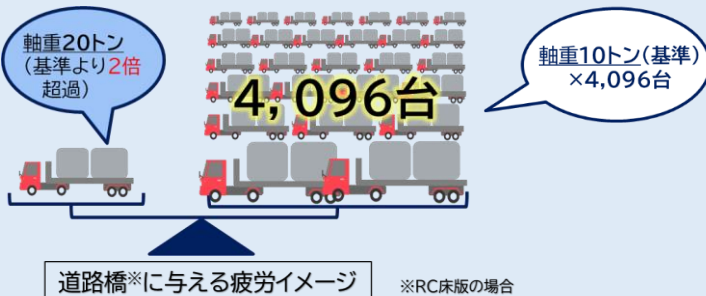
○ 建設後50年を経過した橋梁の割合



(出典)道路メンテナンス年報2024年8月

影響 重量超過車両による走行がもたらす2大悪

重量超過車両による道路橋の劣化への影響は、重量(軸重)の12乗に比例します。左下図のように、軸重が基準(10トン)の2倍超過して走行した場合、特に道路橋※に対しては、**たった1台が軸重10トン車の約4,000台分以上の走行に相当し、老朽化した道路インフラに対して多大な影響を及ぼしています。**また、重量超過車両の走行は、交通事故に繋がりがやすく、道路交通への影響も甚大です。



【特殊車両の重大事故事例】

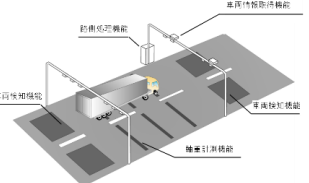
無許可のセミトレーラ横転により、積荷が落下。国道が約12時間の通行止めとなった上、ガードレールや照明灯も損傷。

目標 合同取締の実施を通じて目指すこと

道路管理者は警察の協力を得て日頃から各地において現地での取締りや自動重量計測装置(WIM)による取締を行うことで、違反車両の走行抑止を図っています。(右図)

これに加えて年1回、首都圏を中心としたエリアにおいて道路に関する法令を所管する三者(道路管理者・警察・運輸支局)が連携し、大規模かつ同時に行う『合同取締』を行うことで違反車両への更なる抑止を図っています。

この合同取締の実施により重量超過車両の走行による道路へのダメージや重大事故を削減して、**道路ネットワークの長寿命化**及び**持続的な物流の実現**を目指し、安心・安全な社会へ貢献します。



(左)現地取締 (右)自動重量計測装置による取締イメージ

参考 大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会とは

大型車通行適正化に向けた関東地域連絡協議会は、大型車両の適正かつ安全な走行のために道路管理者、関係企業団体、関係行政機関等が連携して、平成28年1月に設立しました。本協議会では、特に道路構造物の劣化に大きな影響を及ぼす悪質な重量違反車両に対して、『**重量守り、道路を守ろう**』を合言葉に、広報を通じた各種取組みを行っています。

URL: <https://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/index00000015.html>

現地取締の一例



【東京国道事務所/東京運輸支局】辰巳車両検問所

〈特殊車両の引込み〉



【埼玉県】権現堂公園

〈マットスケールによる重量計測〉



【相武国道事務所/神奈川運輸支局】相模原車両検問所

〈台貫による重量計測及び寸法計測〉



【常陸河川国道事務所/茨城運輸支局】東茨城郡茨城町奥谷

〈道路運送車両法と道路法による合同取締〉



【大宮国道事務所】狭山車両取締基地

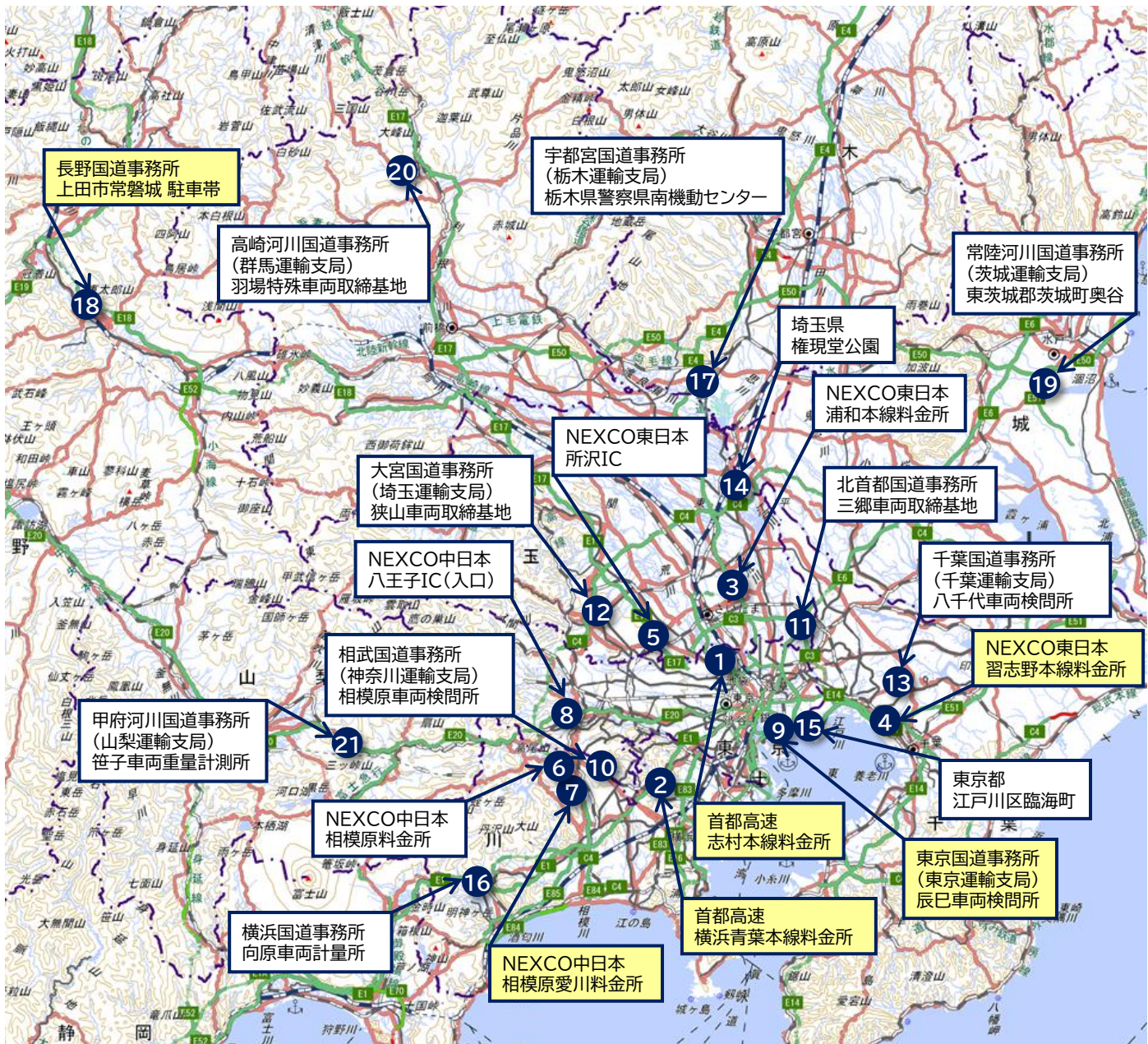
〈取締全景〉



【東日本高速道路(株)】習志野本線料金所

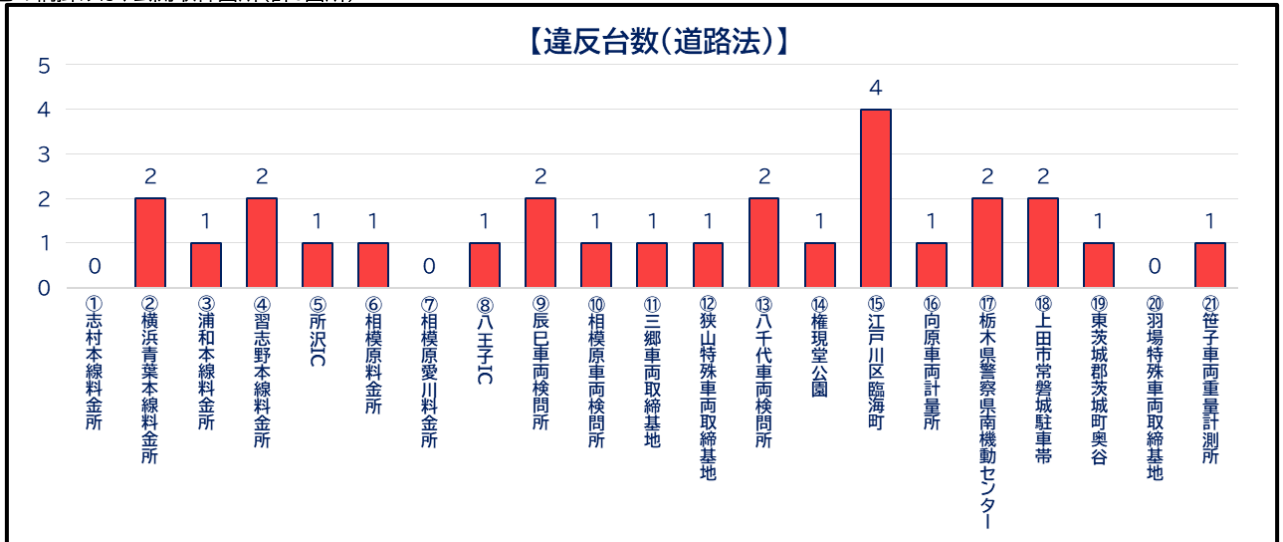
〈違反車両への指導〉

首都圏大規模同時合同取締箇所別の道路法違反台数



※黄色の網掛けは、公開取締箇所(計6箇所)

(出典)国土地理院地図



防ごう大型車の車輪脱落事故

お

おとさめ ための 点検整備

事前の正しい点検が大きな
事故を未然に防ぐ唯一かつ
最善の手段です。

だめだよ

メンテしなくても
大丈夫です!!
がんばります!!



と

トルクレンチで 適正締め付

適正なトルクレンチによる
規定トルクの締め付け、
タイヤ交換後の増し締めの実施。



さ

さびたナットは 清掃・交換

ディスクホイール取付面、
ホイールナット当たり面、
ハブの取付面、ホイールボルト、
ナットの錆やゴミ、追加
塗装などを取り除きます。

まだ使える!!



な

ナット・ワッシャー 隙間に給脂

ホイールボルト、ナットのねじ部と、
ナットとワッシャーもすき間にエンジンオイル
など指定の潤滑油を薄く塗布し、
回転させて油をなじませてください。



い

いちにち一度は ゆるみの点検

運行前に特に脱落が多い
左後輪を中心に、ボルト、ナットを
目で見て手で触るなどして点検します。

しまっ
ていこう



©くまね工房



詳しい情報は日本自動車工業会ホームページへ
http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/

国土交通省 自動車事故対策機構 大型トラック車輪脱落事故防止対策推進委員会 日本自動車工業会/バス自動車 日本自動車 三菱ふそうトラック/バス (Lトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国貨物自動車運送協会 日本自動車整備協会 日本自動車部品協会 全国軽自動車協会連合会 日本自動車タイヤ協会 全国自動車部品協会 日本自動車工業会 日本自動車輸入協会 日本自動車修理工具協会 日本自動車修理協会 自動車部品小売協会 日本自動車修理協会連合会

大型車両の 重量オーバーが 道路や橋の劣化を 早めている!

道路を守るため、車両の大きさや重さの上限が決められており、上限を超える車両は特殊車両通行手続きが必要です。例えば、軸重20トン車が道路橋の劣化に与える影響は、基準値の軸重10トン車の約4,000台分に相当します。悪質な違反車両が公共の道路の劣化を早めていますので、ルールを守って適正な大型車両の通行をお願いします。

安心して
荷物を
届けるために



荷主さん
無理な時間指定や
急な荷物の
増量などはせず、
適切な輸送依頼を。



運送事業者さん
車両の通行に
必要な
特殊車両通行申請を。



ドライバーさん
許可証や回答書を
携行し、あらかじめ
通行経路などの
確認を。

早い、簡単、便利な「特殊車両通行確認制度」の活用を!

10月は「大型車通行適正化推進月間」

— 重量違反車両等の取締りを強化しています —

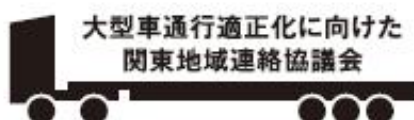
重量守り、道路を守ろう。



連絡協議会ホームページ



連絡協議会SNS
(特筆情報X)



一般社団法人 千葉県トラック協会、一般社団法人 東京都トラック協会、一般社団法人 神奈川県トラック協会、一般社団法人 埼玉県トラック協会、一般社団法人 全国クレーン建設業協会
(千葉支部、東京支部、神奈川支部)、埼玉クレーン協会、警視庁、千葉県警察本部、神奈川県警察本部、埼玉県警察本部、国土交通省 関東地方整備局、国土交通省 関東運輸局、千葉県、東京都、
神奈川県、埼玉県、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、さいたま市、東日本高速道路株式会社 関東支社、中日本高速道路株式会社 (東京支社、八王子支社)、首都圏道路株式会社 (順不須)

特殊車両 通行**確認**制度 運用開始



無料でお試し検索!

・特殊車両通行確認制度のご利用はこちらへ

特車登録センター  で検索!

・制度や操作方法などのお問合せはこちらへ

 TEL 0120-161-948 (トウロクトクシャ)



国土交通省